

令和4年度 地産地消型再エネ増強プロジェクト (都外設置)

＜CO₂ DOWN＞

事業説明 ～申請手続き編～

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)



クール・ネット東京



目次

1. 申請受付期間

2. 手続代行者

安心な未来へ。

3. 申請フロー

今、できること。

〈CO₂ DOWN〉

4. 申請単位

5. 書類提出先等



1. 申請受付期間

【公募期間】

【令和4年度申請受付期間】

令和5年3月31日(金)17時(必着)まで

- ※ 申請受付期間経過後に到着した書類は、受け付けいたしません。（交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって行っていただくようお願いいたします。）
- ※ **不備書類訂正や追加資料等の提出催促期限(60日以内)を超過した場合には、助成金を交付できませんので、ご注意ください。**
- ※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日(予算超過日)をもって、申請の受理を停止します。



2. 手続代行者

【手続代行者】

【手続代行者】

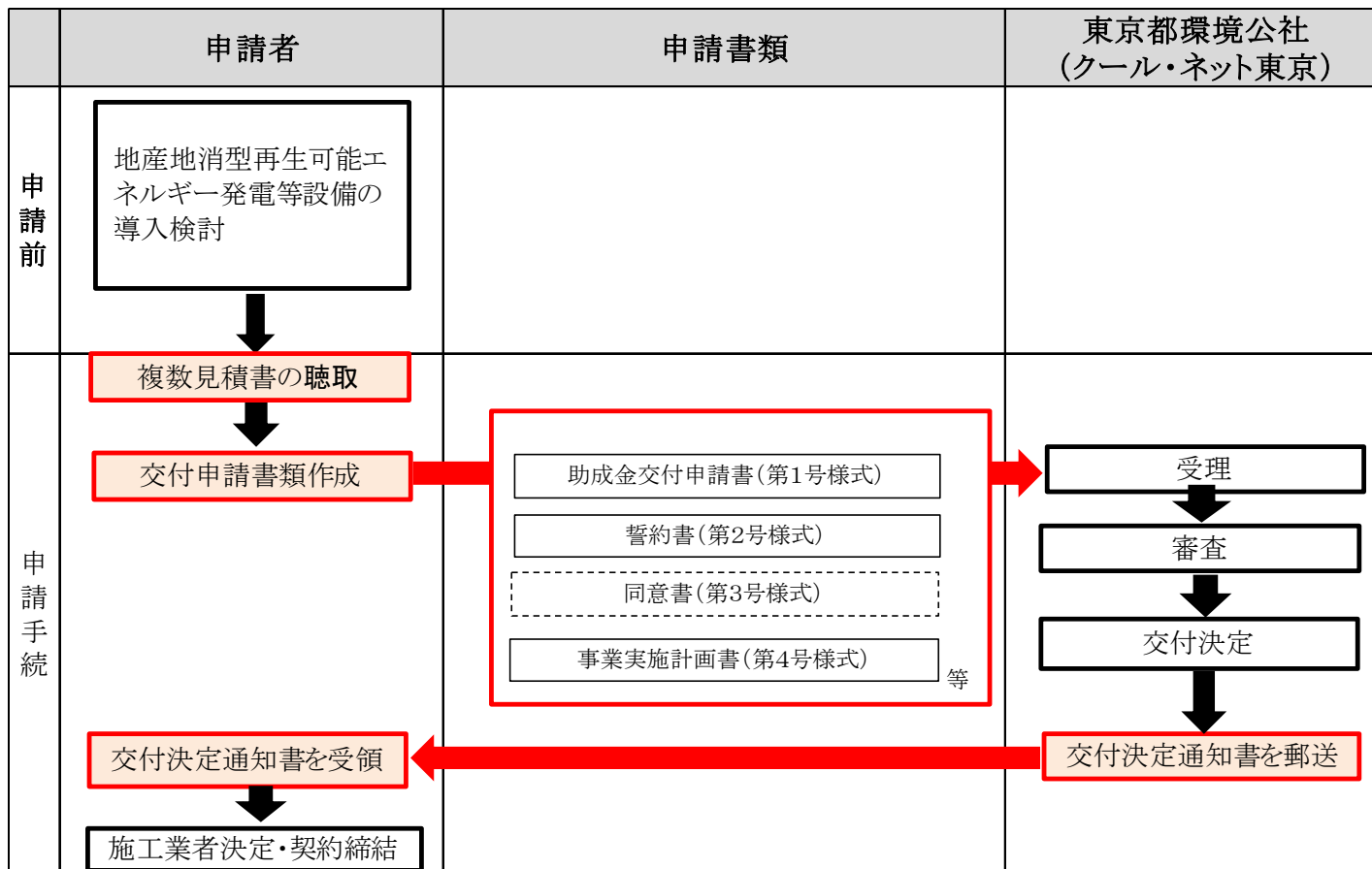
- ・本助成金の交付申請等に係る手続の代行を第三者に対して依頼することができます。
- ・手続代行者は交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるように努めてください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(1) 交付申請～交付決定





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成金交付申請】

本助成事業は、**事前申請**とします。

書類の審査は、提出された「助成金交付申請書」(第1号様式)、「事業実施計画書」(第4号様式)及び関連資料をもとに行います。

～誓約書について～

「規定の遵守」や「FIT制度やFIP制度の設備認定を受けないこと」等の記載がありますので、必ず確認し提出してください(誓約されない場合は助成対象外となります)。



3. 申請フロー

【申請フロー】

【交付決定】

公社は申請された事業について審査を行い、**予算の範囲内**で交付決定します。

審査の結果、交付を決定した事業については、助成金交付要綱の規程に基づき、助成事業者（助成金の交付を決定した助成対象事業者）に対し、助成金交付決定通知書（第5号様式）を送付します。また、不交付とする場合には、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。



3. 申請フロー

【申請フロー】

※ 交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。

助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。

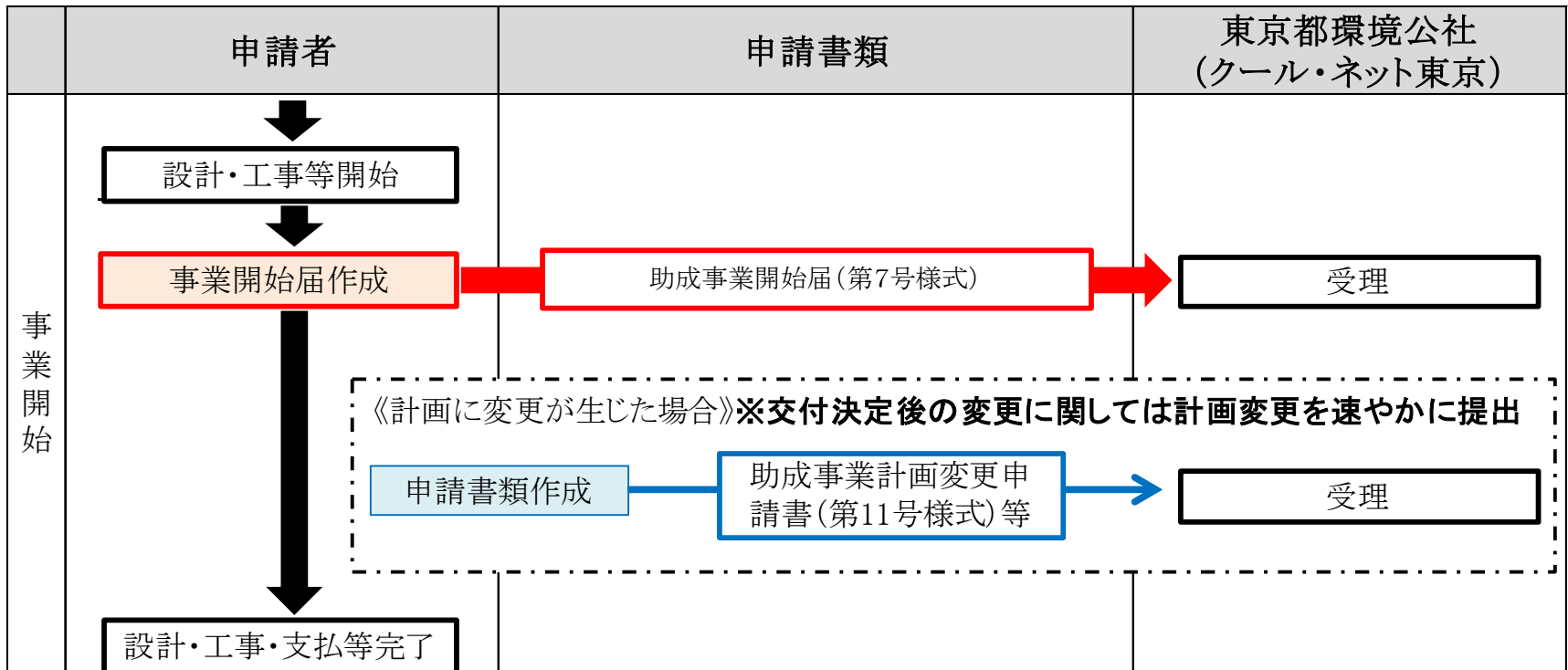
なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、**公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。**



3. 申請フロー

【申請フロー】

(2) 事業開始～完了





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成事業の開始】

① 交付決定通知書を受領後、当該設備の設計、調達及び工事等の発注契約を締結してください。

「助成事業開始届出書」(第7号様式)を作成し、工事契約書の写し等必要書類を添付して公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒

事業に着手した日から14日以内に提出



3. 申請フロー

【申請フロー】

② 助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日とします。

※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

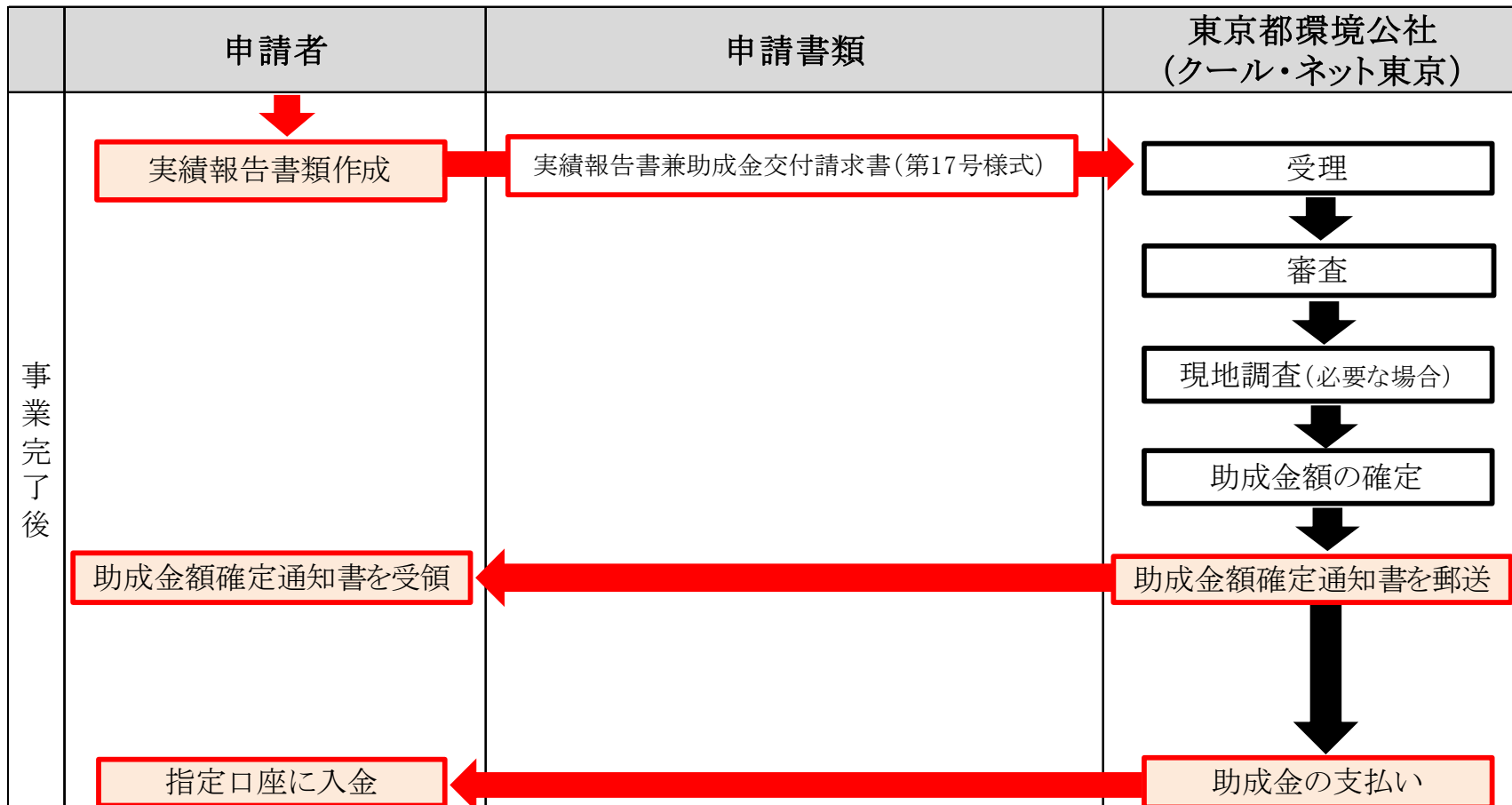
⇒国等他の助成事業と同時期に申請する場合も、契約は当助成事業の交付決定以後に行うことが原則となります。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(3) 実績報告～助成金の支払い





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成事業の実績報告】

助成事業が完了したときは、「実績報告書兼助成金交付請求書」(第17号様式)及び添付資料を公社に提出してください。

- 提出期限⇒事業が完了した日から60日以内
- 最終提出期限⇒令和5年12月28日17時まで

【実績報告時の環境価値に関する提出書類について】

グリーン電力証書の場合⇒設備認定を受けたことが分かる
書類

※公社は、証書化の手続き方法等のご案内は行っていません。申請者自身でご確認の上、手続きを行ってください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成金の支払い】

※ 助成事業の**完了日**は、設置工事、設備の試運転の完了、環境価値に関する提出書類が公社へ提出可能である状態であること及び助成事業者における**支出義務額（助成対象経費全額）**を**支出完了（精算を含む）**した日とします。

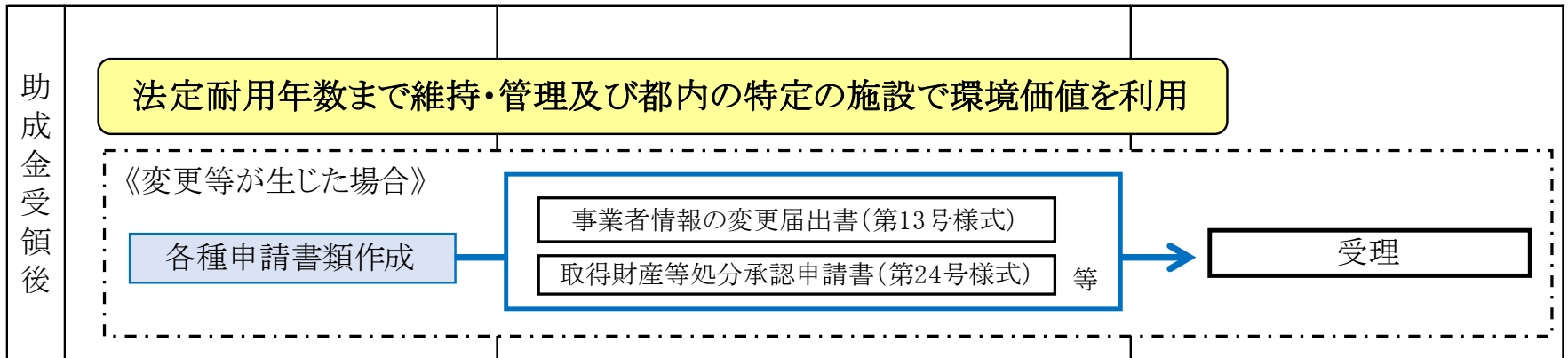
実績報告書の審査が完了した後に、ご指定の口座へ助成金が支払われることとなります。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(4) 助成金受領後





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成金受領後の環境価値】

処分制限期間(次スライド参照)まで、都外で発電した電力の環境価値を都内で利用してください。

なお、処分制限期間内に都又は公社が環境価値の利用実績を確認する場合がございます。その際は、次の書類をご提出してください。

ア 再エネ電力証書の写し

イ 再エネ電力証書における最終所有者が確認できる資料

ウ 再エネ電力証書における使用用途が確認できる資料

環境価値の利用が確認できない場合、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

【処分制限期間】

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	20年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年



4. 申請単位

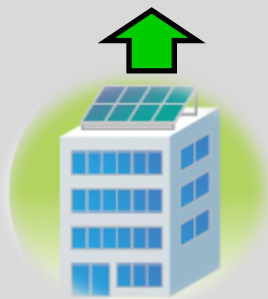
【申請単位】

1つの電力需給契約(東京都を除いた東京電力エリア内)に対して、1申請とします。

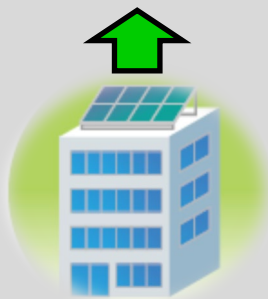
なお、電力受給契約(東京都を除いた東京電力エリア内)が異なれば、同一事業者でも複数の申請が可能です。

1 事業者

1申請書



1申請書



1申請書



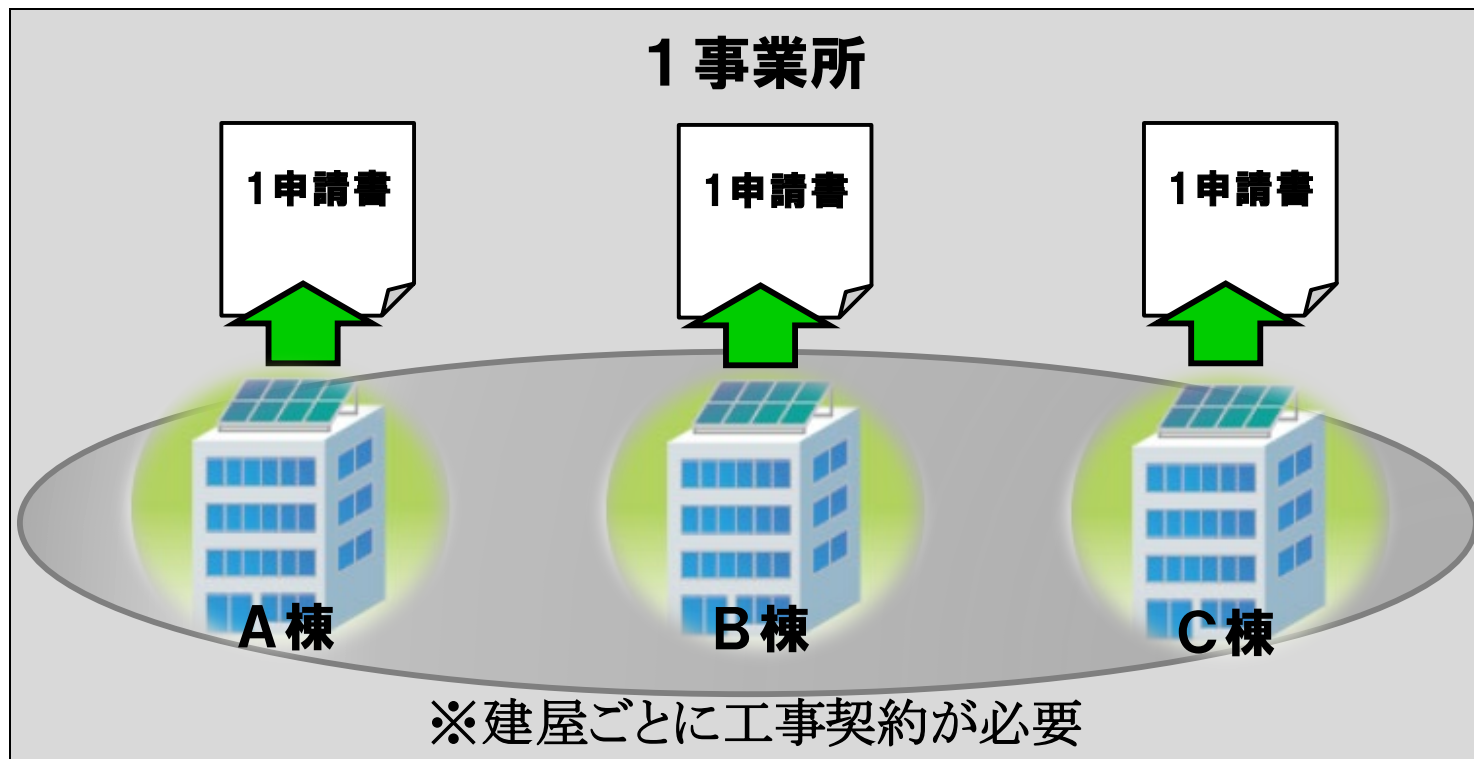
導入する施設単位
で申請が必要
(1施設1受給契約
の場合)



4.申請単位

【申請単位】

【1つの施設で複数の申請する場合】



こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。



5.書類提出先等

【書類提出先等】

【書類提出先・お問い合わせ】

書類の提出は、原則電子メールにてお願いします。

※郵送で提出される際は、必ず封筒の表面に「**地産地消
型再エネ増強プロジェクト・助成金交付申請書類在中**」
と赤字で記入してください。

(申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をしてください。)



5.書類提出先等

【書類提出先等】

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

クール・ネット東京

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

創エネ支援チーム

TEL: 03-5990-5067

メール: cnt-zokyo@tokyokankyo.jp

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



注意事項

【注意事項】

<注意  >

※ 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査を進めることができなくなります。**必ず、助成金交付要綱及び助成金申請の手引きをご一読いただき、手続きを行ってください。**

※ 助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を、第三者に対して依頼することができます。

※ 提出された申請書類及び添付資料は、**返却いたしません**ので、手元に控えを1部ご用意ください。

※ 申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。